

総務文教委員会

平成30年12月12日(水)

総務文教委員会

日 時 平成30年12月12日（水）午前10時00分開会—午前10時43分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 小川委員長、辻下副委員長、坂原、道工、反保、出口、竹原

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、奥野

出席理事者 田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

竹下まちづくり戦略室危機管理監

澤教育委員会事務局教育次長

栗山総務部理事

福井会計管理者兼会計室理事兼会計課長

寺田総務部理事兼地方創生課長

阪本財政改革部理事兼税務課長兼行革推進課長

松下総務部副理事兼総務課長

廣田まちづくり戦略室副理事兼人事担当課長

森まちづくり戦略室危機管理担当課長

増田教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長兼学校給食共同調理場所長

小川教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

小川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠員は1名です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話、よろしくお願ひします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件5件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

発言者については、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

相馬部長。

相馬財政改革部長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

10地方交付税、1地方交付税、地方交付税といたしまして、1,267万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴うものでございます。

次に、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,527万1,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴い財源調整を行うものでございます。

松下総務課長 続きまして、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金としまして213万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、普通財産管理費165万3,000円、集会所維持補修費48万円に充当するものです。

相馬財政改革部長 続きまして、21町債、1町債、臨時財政対策債といたしまして76万4,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、起債借入額の決定に伴うものでございます。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして29万7,000円の増額補正を行うものでございます。

廣田人事担当課長 続きまして、歳出です。

委員会資料の2ページをごらんください。

今回の委員会資料におきましては委員会資料2ページの一番左の区分欄の議会費の上段に括弧書きで記載しておりますとおり、議員報酬手当・職員給与費分と、それから委員会資料6ページの中段、総務費の上に括弧書きで記載しております議員報酬手当・職員給与費以外分という二つの構成で作成しております。

このことにつきましては、今回の補正項目の多くが議員報酬手当・職員給与費分としての人件費で占めていることによるものであり、人件費とそれ以外のものという区分けにさせていただいております。

それでは、委員会資料2ページから6ページまでの議員報酬手当・職員給与費分としての人件費補正の全般につきましてご説明させていただきます。

参考資料としまして、8ページに今回の人件費補正を要因別に整理した内訳表を添付しております。

総務文教委員会所管以外の特別会計も含んでおりますが、人件費補正全体の説明ということで、この内訳資料によりご説明させていただきます。

まず、今回の人件費の主な補正要因としましては、大きく分けて三つございます。

人事院勧告に基づく給与改定の反映、それから本町が行財政改革の一環として独自に給料減額しております一般職の給与減額2%の反映、それから人事異動等にかかる調整でございます。

まず、資料の①のところ、平成30年人事院勧告に基づく給与改定の反映によるものですが、人勧による反映額につきましては平均0.2%増の給料表の改正、賞与支給月数の0.05月の増によるもので、一般会計で508万9,000円、特別会計を含めると562万2,000円の増額となります。

次に、②一般職の給与の独自減額の反映によるものですが、一般職の給与2%減額の補正額効果額としましては、一般会計で1,560万4,000円。特別会計を含めると、合計で1,727万2,000円でございます。

三つ目でございますが、③人事異動等にかかる調整額としまして、一般会計で937万円、特別会計を含めると869万2,000円の減額となっております。内容としましては人事異動による各会計間費目間の予算調整を行いつつ新規採用職員や任期付職員、

再任用職員の給与や雇用条件の確定による増減、保険料の事実確定などの要因により人件費全体として当初予算から現時点の不用額を算出して、トータルで減額する補正をするものです。

最後に、参考資料の一番下④で、今回の人件費補正全体額を記載しております。

一般会計で1,988万5,000円、特別会計を含めまして2,034万2,000円の減額となっております。

委員会資料2ページから6ページ上段までの人件費補正に関する説明は以上ですが、各ページの左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては議事の円滑な進行のため省略させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

松下総務課長 議員報酬手当・職員給与費以外分について説明させていただきます。

委員会資料6ページをごらんください。

2総務費、1総務管理費、集会所維持補修費としまして48万円の増額補正をするものです。

内容としまして、西集会所炊事場にシロアリが発生しており、シロア리를薬剤により駆除する委託料を計上するものです。

別添資料1ページから2ページに場所と写真を掲載していますので、あわせてご参照願います。財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当します。

続きまして、普通財産管理費としまして246万3,000円を増額補正するものです。内容としまして、朝日地区町有地のフェンスが老朽化しており、一部でフェンスが倒壊しているため、フェンスを撤去する工事費として28万1,000円を計上するものです。

別添資料3ページから4ページに場所と写真を掲載していますので、あわせてご参照願います。財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当します。

続きまして、朝日地区普通財産管理工事ですが、朝日地区の名村池下流にある調整池は石積みで構築されているため、7月の豪雨時に多量の水が流れ込み、周囲を侵食する恐れがあったことから今後の豪雨に備え池の周囲をコンクリートによる補強工事を行うもので、工事費として137万2,000円を計上するものです。

別添資料5ページから6ページに場所と写真を掲載しておりますので、あわせてご参照願います。財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当します。

続きまして、門前地区町有地土砂撤去工事ですが、大阪府港湾局深日出張所のブロック塀が町有地に接しており、町有地側から土砂がブロック塀側に堆積している状況にあります。

大阪府のブロック塀の見直しにより、このブロック塀が撤去されることから、町有地に堆積している土砂が深日出張所敷地内に流れ込まないようにするための工事費として81万円を計上するものです。

別添資料7ページから8ページに場所と写真を掲載していますので、あわせてご参照願います。

続きまして、庁舎管理費としまして31万6,000円を増額補正するものです。内容としまして、議会議長室、議員控室、事務局室のカーテンが老朽化し、破損しているため、カーテンの取りかえ費用を計上するものです。

阪本税務課長 続きまして、2徴税费、2賦課徴収費、町民税過誤納返還金190万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、本年度の個人法人町民税の申告に伴う遡及更生や配当割株式譲渡等所得控除にかかる控除の超過によります返還金が例年よりも増加しておりまして、決算見込額におきまして上半期の伸び率をもとに算定しましたところ、不足額が生じるため増額補正をお願いするものでございます。

森危機管理担当課長 9消防費、1消防費、消防施設管理費、修繕料としまして97万2,000円を増額補正するものです。

内容としましては、消防団深日分団ポンプ車の真空ポンプに不具合があり、作動しなくなったことから真空ポンプの交換をしたく増額補正するものです。

続いて、9消防費、1消防費、災害対策費、消耗品費としまして48万1,000円を増額補正するものです。

内容としましては、災害対策本部の組織強化を図るため、副理事及び課長を本部活動員として配備したことに伴い、当該職員の防災服、ベルト、ヘルメット、アポロキャップ、長靴、各12名分を整備したく増額補正するものです。

なお、防災服等の作成にはおおむね3カ月程度を要するため、この時期に増額補正をお願いするものです。

増田学校教育課長 10教育費、2小学校費、要準保護児童援助費、準要保護児童新入学用品代入学前支給分としまして60万9,000円を増額補正を行うものです。

内容としましては、家庭の経済的理由により就学が困難な児童、生徒の保護者に対して就学に必要な費用を就学援助費として支給しております。

これまでは小学校入学後に新入学用品代を支給する形となっておりましたが、入学に必要な制服や学用品を入学前に購入することができるよう制度を改めたことから、必要な経費として60万9,000円を増額補正を行うものです。

なお、認定見込み者数は15名となっております。

続きまして、3中学校費、要準要保護生徒援助費、準要保護生徒新入学用品代入学前支給分としまして109万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、小学校費と同じく、これまでは中学校入学後に新入学用品代を支給する形となっておりますが、入学に必要な制服や学用品を入学前に購入することができるよう制度を改めたことから、必要な経費として109万1,000円の増額補正を行うものです。

なお、認定見込み者数は23名となっております。

4幼稚園費、1幼稚園費、幼稚園改修費、幼稚園改修工事としまして37万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、淡輪幼稚園に泉州南消防組合の立入り検査があり、指摘事項として遊戯室の物置に自動火災報知器の感知器を設置すること、また会議室にあるじゅうたん及び玄関ホールにあるカーペットを防火性能のあるものに変更することという、以上2点について指摘を受けました。

この指摘事項に関して早急に対応する必要があることから、37万1,000円の増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分歳入合計としまして1,120万2,000円の減額補正を行うものです。

相馬財政改革部長 続きまして、地方債補正でございます。

起債の目的といたしましては、臨時財政対策債といたしまして補正前の限度額2億7,000万円から補正後の限度額2億7,076万4,000円へと地方債限度額の変更を行うものでございます。

平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）につきましては、以上でございます。

小川委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 ちょっと2点お尋ねします。

5ページの門前地区の町有地土砂撤去費用に81万円という形で今、お話がありましたけれども、これ町有地で土砂撤去するに当たって不法投棄があったのか、町の管理自体がどのような形になっているのかお聞きしたいのと、もう1点は、7ページの要準要保護児童援助費ですか、これ私も勉強不足でわかりかねますので、どういう位置づけの形でこういう準要保護児童援助費の形になったのか、何人ぐらい人数があるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

小川委員長 松下課長。

松下総務課長 門前地区の土砂撤去工事につきまして、出口委員からの質問にお答えさせていただきます。

場所については、不法投棄があったという連絡等はこちらのほうでは受けておりません。

西総務部長 土砂につきましては港湾局のブロックの形状から見ると、恐らく後ほど積まれたというか、堆積したものだと想像できるのですが、その経過というのとはっきりと把握できていないところでございます。

それと、管理というところでございますけれども、なかなか町有地、しっかりと管理していく必要があるのですが、結構奥まった場所にあるということもありまして、なかなか我々としても管理が十分行き届いてなかったというところがあり反省点としてございます。

今回、港湾局のほうでブロックが撤去されるということで、このまま放置すると港湾局側に土砂が流れ込むということで、我々として、町有地管理者として今回土砂を撤去させていただくということになるのですが、今後はこういうことのないようにしっかりと管理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小川委員長 増田課長。

増田学校教育課長 先ほど質問ありました件ですが、岬町就学援助費支給要綱に基づきまして新入学児童生徒学用品費としまして支給するものでございます。

中身といたしましては、経済的理由により就学が困難な学齢児童及び生徒に対する援助という形になっております。

今までは7月末に支給しておりましたが、今回の改正によりまして入学前に支給するという形に変更になっております。

入学する予定の人数といたしましては、小学校が15名、中学校が23名を見込んでおります。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 補足説明させていただきます。

予算書にも書いていますように、要保護と準保護と二つありまして、要保護につきましては、いわゆる生活保護受給者となっております。

今回補正予算で要求させてもらっているのは準要保護のほうで、要保護に準じるような生活に困窮されている方ということで、生活保護にはいかないけれども困窮されている方ということで、その家庭に対して就学に必要なものを援助するものです。内訳としましては、学校用品費とか、今回、要求させてもらっています新入学児童生徒の学用品費とか、

あとは修学旅行費とか、それら含めて援助するという形になっております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 西部長、すみません。

実は、これ、どこでどのような形で土砂が堆積したのかわからないという状況ですけども、これ、81万円かかっているのですね。

そういう中で、皆さんの税金を、血税を使って処理するのでしょうか。

だから、やはりその辺、私ほかにも陳情もらっていますけども、町道にしても、こういう町有財産に関していろんな揉め事が出てきております、実際。ほかのところにもありますけども。

やはり、そういうところで町有地はきちんと町のほうで把握しないことには、町道でも4メートルあるのが2メートルになってしまっているとか、そういうことが多々あるので、それをまた皆さんの一生懸命働いてもらって岬町に税金を納めてもらうという中で、81万円かかりますということで、血税をやはり無駄に使わないようにお願いしたいと私思うので質問させていただきました。

それと、澤次長のほうで、この準要保護はよくわかりましたけども、その中で、役所のほうで準要保護児童というのはどういう判定判断で決めているのか、その辺教えてもらいたいと思います。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 計算式がありまして、今ここで細かいところまでは一つひとつ説明するのは難しいのですが。基準としましては、家庭の家族数によっても違うのですが、例としまして2人家族、例えば母親1人で子ども1人の場合につきましては、前年の所得の合計が182万円程度の方が該当すると。3人家族ですと、238万円程度の方が該当するという形で、計算式としてはもっと細かい計算式がありますので、それに基づいて判定させていただいております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。結構でございます。

小川委員長 他にございませんか。

竹原委員。

竹原委員 何点かあるのですが、出口委員の質問の関連で一つ教えてください。

中学校費の先ほどの援助費の話なのですが、109万2,000円で23名分ということで、1人当たりで割ってみたら4万7千何がしになるのかな。

制服代とかもっと高いのかなと思うのですが、これは家庭によって違うということによ

ろしいのですかね。援助の額は一律ではないということですか。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 お答えさせていただきます。

国の支給金額の基準がありまして、国の基準と同等金額ということで今回要求させてもらっています。国のほうでは新入学用品費が4万7,400円ということでなっておりますので同等分要求させていただいているということです。

小川委員長 竹原委員聞いているのは、みんな一緒かと。1人は10万円とか、1人は5万円とか、そういうの。

澤教育次長 一律4万7,400円です。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 以上の点はわかりました。

あと、何個かあるのですが、6ページの財産管理費ということで、集会所の修理とか、その他フェンスとか何点かあるのですが、多奈川地区に関しましては、多奈川財産区の繰入金を使っておられて、深日のところでは一般財源からということになっている。

単純に多奈川の財産区はお金かなりあるので、そちらから回されて話ができ、深日や淡輪は特にあまり財産がないのでということになっているのかな。

判断基準というのですか、町のお金と財産区から繰り入れというのに明確な基準というのがあるのかないのかというのを教えてください。

小川委員長 松下課長。

松下総務課長 財産区からの繰り入れにつきましては、特にはっきりした明確な区分というのはございませんが、ただ、多奈川財産区であれば多奈川の学校であるとか、多奈川の住民さんのためになることが明確でありましたら繰り入れをお願いするということでございます。

西総務部長 財産区につきましては、その地区の財産の管理をしているところでございまして、その地区に住まれる方の福祉の向上に対して使うということになっております。

ということで、集会所については地区住民の方が使われるということで、その地区住民の福祉の向上に使うということで充当させていただいております。

ただ、門前地区の町有地については、これはあくまでも町有地でございますので、住民福祉の向上というか、地区の住民の方にとっての利益になることではございませんので充当させていただいてないということございまして、そこの繰り出しの基準というのは、先ほど言いました地区の住民の方の福祉の向上につながるかどうかという点を判断させていただいて各財産区さんのほうにお願いをさせていただいているという状況でございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 以上の点、了解しました。

もう1点なのですが、7ページの一番上の消防費に関しまして、真空ポンプの改修ということで、今、ポンプ車って言われましたけど、この資料には2基となっているのが、1台で2基ついているのか、2台になるのか。2台でしたらどの車というのですか、年式が何年式というのがわかれば答弁願えますか。

小川委員長 森課長。

森危機管理担当課長 委員の質問にお答えさせていただきます。

真空ポンプ2基あるのですけども、これは1台の消防ポンプ車に2基の真空ポンプが入っております。

その消防ポンプ車ですけども、深日分団のポンプ車で、平成18年8月に初年度登録をして、現在12年を経過した車となっております。

2基ある意味といいますか、真空ポンプがなぜ2基あるかということですが、2基あることによって、真空ポンプと申しますのは、水を吸い上げる、真空状態にして吸い上げるものなのですけども、それが二つあることによって早く水を吸い上げるので消火活動を早急にできるという利点がありまして、2基設置しております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 18年の車ということは、自分がポンプ車操法のときに使わせてもらった車かなと、そのように理解しました。

それで、少し関連なのですが、ここに消防車の真空ポンプの修理の件に関しまして補正予算出ているのですけど、地区に据え置かれているポンプとかの質問は、この総務文教委員会ですることができるのかな。

(「資料の予算に載っていない」の声あり)

竹原委員 載っていないですね。

(「予算の審議のときに」の声あり)

竹原委員 そうですね。

うちの地区のポンプがあかんねんってよく陳情受けるのですけど、要望にしておきます。各地区から据え置き型のポンプ、排水が悪いのでっていうことで、この間聞いたのは深日の兵庫地区のポンプももう30年以上たって、1時間以上連続でポンプ揚げられないのだという話をお聞きしましたので、またいろいろ地区住民の方のお話を聞いていただいて、必要などころには、また財源つけていただきたいと思いますので、要望させていただいておきます。

小川委員長 竹下危機管理監。

竹下危機管理監 今、委員おっしゃられているのは消防用の可搬ポンプではなくて、各地区にある排水ポンプということでございますので、これ担当が土木課になり、事業委員会になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小川委員長 他にございませんか。

道工委員。

道工委員 いろいろ各議員ご質問いただいて、特に準要保護の入学用品の支給について、本当に私はありがたいかと、以前から議会のほうで皆早く支給していただきたいということで中原議員もよく頑張っていたいていましたし、そんなことでやっていただいて本当に高く評価したいと思います。

ただ、ちょっと確認だけしておきたいのですが、昨年度の一人当たりの単価は変わっていないのかどうかを確認だけさせてください。小中合わせて4万6,000円と約4万7,000円ぐらいですね、一人当たり。

小川委員長 増田課長。

増田学校教育課長 昨年度と単価は変わっておりません。

出口委員 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」のうち本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第78号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第83号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について」議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松下課長。

松下総務課長 委員会資料9ページをご参照願います。平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、ご説明させていただきます。

まず、歳入です。

3繰入金、1繰入金、多奈川財産区基金繰入金としまして、213万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計への繰出金に充当するための基金の繰り入れです。

次に歳出です。

2諸支出金、2繰出金、繰出金としまして213万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計で実施する集会所維持補修費等の財源として繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに計213万3,000円を補正するものです。

小川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第83号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第83号は、本委員会において可決されました。

議案第88号「岬町の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について」議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 この件について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

竹原委員 反対です。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 この件に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

前年も同じ内容で討論をさせていただいておりますが、世間一般の景気判断といえますか、それにあわせて人事院の勧告が出たということにすぐに反映されているのですが、他市町の現状も見渡すと、このように議会議員の報酬に関する改定が行われるところも割合的には少ないと見受けられ、2年連続でこういうふうになるというのも世間一般的にどうかという立場でございます。

前年はまたそのように対応もさせていただいております。ということで反対とさせていただきます。

小川委員長 次に、賛成の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第88号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

小川委員長 挙手多数。

よって、議案第88号は、本委員会において可決されました。

議案第89号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第89号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第89号は、本委員会において可決されました。

議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 一つ教えてほしいのですが、委員会資料15ページ以降にしっかりと提案していただいているのですが、1級から6級まで表があるのですが、岬町の職員さんで1級から6級、大体、どのぐらいの割合でいるのかな。1級に何人か、6級に何人かというのがわかれば教えていただきたい。それぞれの級で何人かというのがわかれば教えてほしいです。お願いします。

小川委員長 廣田課長。

廣田人事担当課長 現在、正職員の数が155名います。それで、級の内訳につきましては、1級が12名、2級が25名、3級が46名、4級が30名、それから5級が22名、6級が20名ということになっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 もっと6級のほうに寄っているのかなと思ったのですが、そうでもなく、バランスがよいなと思いました、

それで、つい先日、熊取町の議会を傍聴に行ったときに、7級の職員が多すぎるという

一般質問をされていまして、岬町に7級というのはないなと思ったのですが、7級というのを導入するという事は今までも一回も検討されたことはないのでしょうか。よろしくお願ひします。

小川委員長 どなたが答弁されますか。

廣田課長。

廣田人事担当課長 府下市町村で6級制が残っているのはうちだけなのですが、それで組合さんとかから7級制導入どうかとかいろんな形で検討しないといけないという話は過去からいろいろあったのですが、財政事情とか、その辺の理由もありまして、今のところまだ現在の6級制ということになっております。

小川委員長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第90号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件5件については、全て議了しました。

本日の審議経過並び結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

(午前10時43分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年12月12日

岬町議会

委員長 小川日出夫